

栃木市新斎場整備運営事業

入札説明書 (修正版②)

令和2年2月28日

(修正版：令和2年3月27日)

(修正版②：令和2年6月5日)

栃木市

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、栃木市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和2年2月21日に特定事業として選定した栃木市新斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定のための一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するに当たり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。なお、令和元年10月30日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

○別添資料

- 別添資料1 要求水準書
- 別添資料2 落札者決定基準
- 別添資料3 様式集
- 別添資料4 基本協定書（案）
- 別添資料5 事業契約書（案）

目 次

第1 特定事業の概要	1
1 事業名称	1
2 対象施設となる公共施設	1
3 公共施設の管理者の名称	1
4 事業の目的	1
5 運営等にかかる基本方針	1
6 事業の内容	2
7 法令等の遵守	4
第2 入札参加者に関する条件等	7
1 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件	7
2 入札に関する注意事項	10
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	12
1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)	12
2 入札手続き等の内容	12
第4 提案条件に関する事項	17
1 公共施設等の立地等に関する条件	17
2 各種業務に関する提案の条件	18
3 事業計画に関する条件	18
4 予定価格	18
第5 事業者選定に関する事項	19
1 選定委員会	19
2 選定方法	19
3 審査の手順及び方法	19
4 落札者の決定及び審査結果	19
5 入札の中止	19
6 落札者を決定しない場合	20
第6 事業契約に関する事項	21
1 基本協定の締結	21
2 S P C の設立	21
3 仮契約の締結	21
4 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	21
5 契約を締結しない場合	21
6 契約締結に係る費用の負担	21
7 入札保証金	22
8 契約保証金	22
9 金融機関と市の協議（直接協定）	22
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23

1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	23
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
第8 その他事業の実施に関し必要な事項.....	24
別紙1 サービス購入料の支払い等について.....	25
1 サービス購入料の構成等.....	25
2 サービス購入料の算定方法.....	25
3 サービス購入料の支払方法.....	26
4 サービス購入料の支払手続き.....	27
5 サービス購入料の改定.....	27
別紙2 モニタリング及びサービス購入料Cの減額方法等.....	31
1 モニタリング実施における基本的考え方.....	31
2 維持管理業務及び運營業務の要求水準未達の場合の措置.....	31
3 サービス購入料Cの減額.....	32
4 維持管理・運営期間中のモニタリングから改善勧告、減額等への流れ.....	34
5 減額対象となる事象例.....	35
別紙3 計画地案内図.....	36

第1 特定事業の概要

1 事業名称

栃木市新斎場整備運営事業

2 対象施設となる公共施設

栃木市斎場（火葬場）（以下「本施設」という。）

なお、本施設は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者を同法第244条の2第3項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

3 公共施設の管理者の名称

栃木市長 大川 秀子

4 事業の目的

栃木市斎場は、昭和29年に日ノ出町から平井町へ移転し、昭和54年に全面改築を行った。その後、約41年が経過しており、施設の老朽化が懸念されている。

また、市町村合併に伴う人口増加や超高齢社会の進行により、現在の火葬能力では今後増加が見込まれる火葬需要への対応が困難であるため、斎場の整備を速やかに行う必要がある。

こうした状況から本市は、平成24年11月に学識経験者や地域代表者等による「栃木市斎場再整備検討委員会」を組織し、平成25年3月に斎場再整備の基本的な考え方を定めた「栃木市斎場再整備基本構想」を策定した。

さらに、基本構想において決定した方針に基づき、斎場再整備事業を計画的に推進し、より具体的な内容を定めるため、平成26年6月に「栃木市斎場再整備基本計画」を策定した。

本事業は、上記基本計画の内容を踏まえて実施するものとし、新たな施設の設計、建設、維持管理、運営について、事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、地元事業者と大手事業者の連携や地元経済への貢献について期待している。

5 運営等にかかる基本方針

本事業は、次の基本方針に基づいて本施設の整備を行うこととする。

【基本方針1】 将来の多様なニーズに対応できる施設づくり

将来増加する利用件数や利用者である市民のニーズに的確に応えられる施設とする。

【基本方針2】 遺族や会葬者へ配慮した人生の終焉の場に相応しい施設づくり

明るい雰囲気でありながらも、落ち着きと安らぎの感じられる施設をイメージする。

【基本方針3】 安心して利用でき、人にやさしい施設づくり

どの地域の方も安心して利用できる場所に建設すると共に、利用する方に配慮した施設づくりを行う。また、災害時等にも対応できる施設を建設する。

【基本方針4】 環境にやさしい施設づくり

排気等の環境基準に適合するだけでなく、様々な自然エネルギーの活用を検討する。

【基本方針5】 周辺環境に配慮した施設づくり

外観等に配慮すると共に、周辺住民等に迷惑を与えない施設を考える。

【基本方針6】 維持管理しやすく効率的な施設づくり

長期的な見地から、建設、運営にかかるコスト削減に取り組む。

6 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、詳細は要求水準書に示す。

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者と市が事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、本施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理・運営を行うBTO (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

(2) 事業実施スケジュール (予定)

事業実施スケジュールは次のとおり。

時期	内容
令和2年12月	基本協定の締結
令和3年1月	仮契約の締結
令和3年3月	契約締結
令和3年4月～	本施設の設計・建設
令和5年9月	本施設の引渡し及び所有権移転
令和5年10月	本施設の供用開始
令和21年3月	事業期間終了 (維持管理・運営期間15年6ヵ月間)

※PFI事業期間後の運営については、別途本施設の大規模修繕の実施を含めて事業実施方法の検討を行う予定である。

(3) 事業者の業務範囲

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設業務
- (エ) 備品等整備業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 環境保全対策業務

- (キ) 所有権移転業務
- (ク) 各種申請等業務
- (ケ) 稼働準備業務
- (コ) その他施設整備上必要な業務

イ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 火葬炉保守管理業務
- (エ) 植栽・外構等維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 環境衛生管理業務
- (キ) 備品等管理業務
- (ク) 警備業務
- (ケ) 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- (コ) エネルギーマネジメント業務
- (サ) 事業終了時の引継ぎ業務

※事業用地に隣接する植栽帯の管理を含む。

ウ 運營業務

- (ア) 予約受付業務
- (イ) 利用者受付業務
- (ウ) 告別業務
- (エ) 炉前業務
- (オ) 収骨業務
- (カ) 火葬炉運転業務
- (キ) 待合室関連業務
- (ク) 式場関連業務
- (ケ) 売店等運營業務
- (コ) 使用料徴収代行業務
- (サ) 死産等の受付・火葬業務
- (シ) その他運営上必要な業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおり想定している。

- (ア) 市が支払うサービス購入料

上記(3)に示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払う。サービス購入料は、物価変動や金利変動があった場合には、事業契約に従って改定することがある。また、事業者の事業契約の履行状況により、

市は事業者を支払うサービス購入料を減額又は停止することがある。

なお、本事業では、合併特例債の活用を想定している。

新たな斎場は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付けており、使用料は市の収入とする。

(イ) 物品販売等による収入

物品販売等による収入は事業者の収入とする。

7 法令等の遵守

本事業を実施するに当たり、P F I 法のほか、次の法令等（施工令及び施行規則を含む）を遵守することとする。

(1) 法令・条例等

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 建設業法
- ・ 消防法
- ・ 都市計画法
- ・ 景観法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 健康増進法
- ・ 地方自治法
- ・ 労働基準法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 貨物自動車運送事業法
- ・ 警備業法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針

- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 最低賃金法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 森林法
- ・ 文化財保護法
- ・ 環境基本法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス事業法
- ・ 水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 道路法
- ・ 駐車場法
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 砂防法
- ・ 土砂災害防止法
- ・ 地すべり等防止法
- ・ 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
- ・ 栃木県屋外広告物条例
- ・ 栃木県景観条例
- ・ 栃木市景観条例
- ・ 栃木市火災予防条例
- ・ 栃木市水道事業給水条例
- ・ 栃木市下水道条例
- ・ 栃木市浄化槽指導要綱
- ・ 都市計画法に基づく開発行為の許可基準に関する条例
- ・ 栃木市都市計画法第 53 条の建築許可に関する要綱
- ・ 栃木県建築基準条例
- ・ 栃木県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 栃木県環境基本条例
- ・ 栃木市環境基本条例
- ・ 栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例
- ・ 栃木県県産木材利用促進条例
- ・ 栃木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 栃木県行政手続条例
- ・ 栃木県個人情報保護条例
- ・ 栃木県情報公開条例

- ・ 栃木県中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱
その他、本事業の業務に関する関係法令等

(2) 設計基準、仕様書等

国土交通省（又は建設省） 営繕部監修、(社)公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準・同要領
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 高圧受電設備規定
- ・ 高調波抑制対策ガイドライン（高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 土木工事共通仕様書
- ・ 火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂版（日本環境斎苑協会）
- ・ 火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究
- ・ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
- ・ 栃木県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル

その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書等

(3) その他計画等

- ・ 栃木市斎場再整備事業環境影響評価
- ・ 栃木市斎場再整備基本計画

第2 入札参加者に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

なお、下記の企業について複数を一企業が兼ねることを可能とする。

ただし、建設企業及び火葬炉企業は工事監理企業を兼ねることはできない。また、建設企業又は火葬炉企業と資本面若しくは人事面において関連がある企業は、工事監理企業になることができない。

- (ア) 設計企業
- (イ) 建設企業
- (ウ) 工事監理企業
- (エ) 火葬炉企業
- (オ) 維持管理企業
- (カ) 火葬炉運転企業
- (キ) 運営企業

その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業（その他企業）の参加を認めるものとする。

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書提出時には構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにすること。構成員及び協力企業以外の入札参加者への参画は認めない。なお、上記（1）アに示す企業のうち、建設企業、火葬炉企業、運営企業について、各企業1社以上は構成員とすること。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書の提出後、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。

ただし、代表企業でない構成員及び協力企業について、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。ただし、火葬炉企業及び火葬炉運転企業はこの限りではない。

(2) 入札参加者の入札参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、全ての者が(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所
の登録を行っていること。

(イ) 平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市測量・建設コンサルタント業務等入
札参加有資格者のうち、参加資格確認日において、建設関係コンサルタント：
建築一般に登録のある者であること。

エ 建設企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、全ての者が(ア)及び(イ)を満たし、(ウ) はいずれかの者が満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事
につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市建設工事入札参加有資格者のうち、
参加資格確認日において、建築一式に登録のある者であること。

(ウ) 平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市建設工事入札参加有資格者名簿にお
ける、建築一式に登録の総合評価値（P）が 1,500 点以上であること。

オ 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、全ての者が(ア)及び(イ)を満たすこと。

(ア) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成 31（2019）・32（2020）年度栃木市測量・建設コンサルタント業務等入
札参加有資格者のうち、参加資格確認日において、建設関係コンサルタント：
建築一般に登録のある者であること。

カ 火葬炉企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、全ての者が(ア)を満たすこと。

(ア) 1 か所当たり 8 基以上の火葬炉を納入・設置した実績のある者であること。

キ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、必要な者が(ア)を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備
えていること。

ク 火葬炉運転企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、必要な者が(ア)を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備
えていること。

ケ 運営企業は、次の要件を満たしていること。複数で参加する場合は、必要な者が(ア)を満たすこと。

(ア) 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備
えていること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア P F I 法第9条の規定に該当する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ウ 栃木市競争入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立てがなされている者。
- キ 直近1年分の国税、地方税等を滞納している者。
- ク 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおり。

- (ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目22番地）
 - (イ) 株式会社建設技術研究所（東京都中央区日本橋浜町三丁目21番地1号）
 - (ウ) 日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町1丁目5番1号）
- ケ 「栃木市新斎場PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条例第6号に規定する暴力団員。
- サ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による栃木県内における営業の停止命令を受けている者。（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものである場合に限る。）

(4) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。

ただし、参加資格確認後、栃木市議会の議決までの間に、入札参加者が(2)の参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合又、(3)の入札参加者の制限のいずれかに該当することになった場合においては、当該入札参加者による入札は無効とするとともに、市は仮契約を締結しないこと又は、仮契約を解除し本契約を締結しないことができる。契約を締結しない取扱いをした場合については、市は一切の損

害賠償の責を負わないものとする。

2 入札に関する注意事項

(1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾の上、入札に参加すること。

(2) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するに当たっては、「別添資料3 様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 栃木市財務規則の第69条第1項又は前条の規定に違反したとき。

イ 入札者が2以上の入札をしたとき。

ウ 入札書に記載した金額を訂正した入札又は入札書に記名押印（当該入札が電子入札で行われた場合にあつては、記名押印に相当する電磁的記録）をしないで行った入札のとき。

エ 入札書の記載事項（当該入札が電子入札で行われた場合にあつては、記録事項）が不明瞭で判読できないとき。

オ 入札に際して虚偽又は不正の行為があつたとき。

カ 入札に際し、不当に連合し、又は著しく不誠実な入札をしたとき。

キ 上記に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(5) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

本事業に関する入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の入札提案書類は、特に市が必要と認める時には、入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは以下のとおりである。

日程	内容
令和2年 2月28日(金)	入札公告及び入札説明書等の公表
令和2年 3月5日(木)	入札説明書等に関する説明会及び事業用地見学会
令和2年 3月10日(火)～ 令和2年 3月11日(水)	入札説明書等に関する質問の受付
令和2年 3月27日(金)	入札説明書等に関する質問に対する回答・公表
令和2年 4月10日(金)	参加表明書及び参加資格審査申請書等の受付
令和2年 5月8日(金)	参加資格審査結果の通知
令和2年 6月10日(水)	対話質問書の受付
令和2年 7月22日(水)	対話の実施に関する報告
令和2年 8月28日(金)～ 令和2年 9月2日(水)	入札書及び提案書類の受付
令和2年 9月3日(木)	入札書の開札
令和2年 10月	提案に関するヒアリングの実施
令和2年 11月	落札者の決定及び公表
令和2年 12月	基本協定の締結
令和3年 1月	仮契約の締結
令和3年 3月	契約締結

2 入札手続き等の内容

(1) 入札説明書等に関する説明会及び事業用地見学会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。また、希望者には説明会終了後に事業用地見学会も行う。なお、説明会では入札説明書等の配布を行わないので、参加者各自で用意すること。

ア 日時

令和2年3月5日(木) 13時30分から

イ 場所

栃木市岩舟町健康福祉センター「遊楽々館」

ウ 参加申込

説明会への参加を希望する者は、「別添資料3 様式集」の様式1-1に記入の上、令和2年3月4日(水)12時までに、記入済みの同様式のファイル(Microsoft Word形式)をE-mailに添付して提出すること。なお、提出者は、市に受領確認

を電話にて行うこと。

申込み先等は、第8の1を参照すること。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和2年3月10日（火）から令和2年3月11日（水）15時まで

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「別添資料3 様式集」の様式1-2に記入の上、記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）をE-mailに添付して提出すること。なお、提出者は、市に受領確認を電話にて行うこと。

ウ 提出先

第8の1を参照すること。

(3) 入札説明書等に関する質問に対する回答・公表

提出された入札説明書等に関する質問に対する回答は、令和2年3月27日（金）までに、市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

市ホームページ

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/23/>

(4) 参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 受付期日

令和2年4月10日（金）9時から17時まで

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

第8の1を参照すること。

エ 提出書類

「別添資料3 様式集」に示すとおり。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の確認結果は、入札参加資格審査の確認申請を行った入札参加者の代表企業に対して、令和2年5月8日（金）までに書面により通知する。また、入札参加資格審査結果を認められた入札参加者には受付番号等も通知する。

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた入札参加者の代表企業は、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求められた場合、令和2年5月25日（月）までに説明を求めた入札参加者の代表企業に対して書面により回答する。

ア 受付期間

令和2年5月21日（木）から令和2年5月25日（月）17時まで

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

第8の1を参照すること。

エ 提出書類

様式任意。ただし、入札参加者の代表企業の代表者印を要する。

(7) 対話質問書の受付

対話質問書を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和2年6月10日（水）15時まで

イ 提出方法

指定様式に質問内容を簡潔に記入の上、ファイル（Microsoft Excel 形式）を E-mail に添付して提出すること。なお、提出者は市に受領確認を電話で行うこと。
指定様式は、対話実施要領（修正版）とあわせて市が入札参加者の代表企業に配布する。

ウ 提出先

第8の1を参照すること。

エ 提出書類

(ア) 対話における質問書

(イ) その他資料

(8) 対話

市は、入札参加者から提出された質問書をもとに書面方式による対話を実施する。なお、詳細については、別途市より入札参加者の代表企業に配布する対話実施要領（修正版）を参照すること。

(9) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、「別添資料3 様式集」の様式3を市へ持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な扱いをされることはない。

(10) 入札提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類を「別添資料3 様式集」に従い作成し、市へ提出すること。

なお、当該入札は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、栃木市郵便入札実施要領に基づき実施する。

ア 受付期日

令和2年8月28日（金）から令和2年9月2日（水）17時まで

イ 提出方法

提出書類（「別添資料3 様式集」の提出要領（4）提案審査に関する提案書類）については、①及び③から⑤を上記期限までに宅配便等により提出先に必着のこと。なお、配送手続き後は、市に配達日時についてE-mail等で連絡すること。

提出書類②については、郵便入札とするため、上記期日の期限までに一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により栃木郵便局留とし郵送すること。なお、局留の期間は郵便局に到着した日の翌日から起算して10日間であることに注意すること。

ウ 提出先

第8の1を参照すること。

エ 提出書類

「別添資料3 様式集」に示すとおり。

(11) 開札

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として郵便入札で実施するため、入札参加者より郵送された入札書の開札は下記により当該入札に関係のない市職員を立会人として実施する。（入札参加者の立会、傍聴は認めない。）

開札の結果については、速やかにE-mailにて入札参加者の代表企業に連絡する。

なお、感染症が終息すること等、開札日前の状況に応じ、感染症拡大防止対策を行った上で入札参加者に立会いを依頼することがある。その場合、別途入札参加者の代表企業に連絡するので開札の立会いに協力すること。

代表者、復代理人以外の代理人が出席する場合には、立会人委任状（栃木市郵便入札実施要領別記様式第1号）を提出すること。

ア 開札日時

令和2年9月3日（木）14時

イ 開札場所

栃木市役所本庁舎 3階 301会議室

(12) 提案に関するヒアリングの実施

提案書の内容を確認のために、入札参加者に対するヒアリングを令和2年10月に実施する予定である。ヒアリングの詳細については、入札参加者の代表企業に別途通知する。

第4 提案条件に関する事項

1 公共施設等の立地等に関する条件

(1) 敷地条件

項目	内容
建設予定地	栃木市岩舟町三谷 1220 番 1 他 (別紙 3)
敷地面積	約 24,800 m ²
都市計画決定	あり
都市計画区域	都市計画区域内
区域区分	市街化調整区域
用途地域	—
特定用途地区	—
防火・準防火地域	—
その他	土砂災害警戒区域、砂防指定地
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さの制限	道路斜線 (勾配 1.5)、隣地斜線 (20m+1.25)
土地の所有者	栃木市

(2) 規模及び機能

項目	内容	
構造	鉄筋コンクリート造	
建築面積	事業者提案にゆだねるものとする。	
延床面積	4,100 m ² ～4,600 m ² 程度 (建築基準法上の延床面積) ※許容範囲を±5%未満とする	
火葬炉数	人体炉 8 基 (大型炉)	
待合室	8 室	
告別室	3 室 ※炉前ホールを兼ねる	
収骨室	3 室	
駐 車 場	普通車	利用者用：75～90 台 障がい者用：5 台以上 職員・業者用：20 台以上
	マイクロバス	6 台以上

なお、告別室、収骨室の数については、各諸室の適切な収容人数等を確保した上で、タイムスケジュール等作成の上、無理のない施設運営や、会葬者のプライバシーに配慮した運営ができる場合は、事業者の提案に委ねるものとする。

2 各種業務に関する提案の条件

本施設の施設整備、維持管理、運營業務については、「別添資料1 要求水準書」及び「別添資料3 様式集」に従い、入札提案書類を作成すること。

3 事業計画に関する条件

(1) 入札価格の算定方法

市が支払うサービス購入料の合計を入札価格とすること。なお、入札価格の算定方法等については別紙1を参照すること。

(2) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の施設整備、維持管理、運營業務について、要求水準書に規定された要求水準及び落札者が提案した水準の達成を確認するため、定期的かつ必要に応じてモニタリングを行う。

(3) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、要求水準が満たされていない場合、市は、事業者に対する支払額を減額又は停止することがある。減額方法等については、別紙2を参照すること。

4 予定価格

6,061,089,000 円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税は含まず。）ただし、消費税及び地方消費税を加えた額は、6,662,908,000 円を超えないこと。

第5 事業者選定に関する事項

1 選定委員会

入札提案書類の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「栃木市新斎場整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

選定委員会は、次の5名の委員で構成される。なお、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	真鍋 雅史	嘉悦大学ビジネス創造学部 教授
副委員長	児玉 博昭	白鷗大学法学部 教授
委員	青木 章彦	作新学院大学女子短期大学部 教授
委員	高田 純子	高田公認会計士事務所 公認会計士
委員	山中 新太郎	日本大学理工学部 教授

2 選定方法

本事業では、施設の建設と維持管理・運営が、良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して、総合評価一般競争入札方式で行う。

3 審査の手順及び方法

(1) 入札参加資格審査

参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、市は入札参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

「別添資料2 落札者決定基準」に従い、選定委員会は総合評価により入札提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容及び入札価格について、項目ごとに点数化し、点数の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(3) 審査項目

審査項目は「別添資料2 落札者決定基準」に示す。

4 落札者の決定及び審査結果

市は、選定委員会による審査結果に基づき落札者の決定を行い、その審査結果を市ホームページで公表する。

5 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実

な行為等により入札を執行できないと認められるとき、または競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

6 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

第6 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき、落札者の決定後7日以内に基本協定を提出すること。

2 S P Cの設立

- (1) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として、S P Cを市内において設立するものとする。
- (2) 落札者の構成員はS P Cへ出資することとし、構成員以外の者がS P Cへ出資することは認めない。
- (3) 落札者の構成員のうち代表企業については、S P Cに出資する全ての構成員の中で最大出資比率となるようにすること。
- (4) S P Cに出資する全ての構成員は、事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

3 仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて落札者が設立したS P Cと本事業についての仮契約を締結する。

4 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

市は、事業契約に関する議案、公の施設の設置条例に関する議案、指定管理者の指定に関する議案を、令和2年12月に上程する予定で、市議会の議決を経て本契約となる。

5 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、落札者の代表企業、構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業契約を締結しない。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合で、当該落札者が入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が当該入札参加資格を有すると判断し、かつ契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格の確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた日とする。

6 契約締結に係る費用の負担

契約締結に係る落札者側の弁護士費用及び印紙代等は、落札者の負担とする。

7 入札保証金

入札保証金の額は入札価格に係る契約金額の 100 分の 5 以上の額に相当する額とする。

ただし、以下に該当する場合、入札保証金を免除する。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に付する場合において、入札参加者のうち建設企業及び火葬炉企業が、過去に国(公団を含む。)、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約(※)を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行中であり、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※種類及び規模をほぼ同じくする契約とは、建設企業については、P F I 事業の S P C の構成員としての契約実績、火葬炉企業については、斎場(火葬場)(同種)の P F I 事業の S P C の構成員としての実績を指す。

8 契約保証金

施設整備業務に係る対価の合計額からサービス購入料 B の割賦金利を除いた額に、消費税及び地方消費税を加算した金額の 100 分の 10 以上及び、維持管理運営業務に係る対価の合計額の 100 分の 10 以上を納付すること。

ただし、以下に該当する場合、維持管理運営業務に係る契約保証金を免除する。

(1) 落札者のうち建設企業及び火葬炉企業が過去に国(公団を含む。)、他の地方公共団体又は市と種類及び規模をほぼ同じくする契約(※)を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行中であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※種類及び規模をほぼ同じくする契約とは、建設企業については、P F I 事業の S P C の構成員としての契約実績、火葬炉企業については、斎場(火葬場)(同種)の P F I 事業の S P C の構成員としての実績を指す。

なお、当該保証金については整備完了後、市の完了確認を経た後、S P C は返還請求ができるものとする。

詳細は「別添資料 5 事業契約書(案)」第 9 条を参照すること

9 金融機関と市の協議(直接協定)

事業の継続性をできる限り確保する目的で事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、市は当該金融機関と直接協定を締結することができる。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

P F I法に規定する法制上及び税制上の措置を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が法制上及び税制上の措置を受けることができるよう努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I法に規定する財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
なお、市は事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

本事業の担当部署は、次のとおりである。

栃木市 生活環境部 斎場整備室

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

E-mail saijouseibi@city.tochigi.lg.jp

電話 0282-21-2428

別紙1 サービス購入料の支払い等について

1 サービス購入料の構成等

(1) サービス購入料の構成

市がSPCに支払うサービス購入料は、本施設の施設整備業務に係る対価と、本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価で構成される。

支払対象	名称	概要
本施設の施設整備業務に係る対価	サービス購入料A	・本施設の施設整備業務にかかる費用のうち基本設計費、備品購入費、稼働準備費を除いた金額の90%
	サービス購入料B	・本施設の施設整備業務にかかる費用のうち、サービス購入料Aを差し引いた費用を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた額なお、割賦元金には保険料、開業費等の諸経費を含む
本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価	サービス購入料C	・維持管理業務及び運営業務（売店等運営業務を除く。）に係る費用。 ・SPC経費及び保険料等のSPC運営に必要な諸経費・利益等を含む。

(2) SPCの収入

ア 物品販売収入

SPCは、売店等運営業務により得られる収入を自らの収入とすることができる。

イ その他収入

SPCは、コインロッカー等使用による売上金の他、市の承認を事前に受け実施する業務により売上金が発生する場合は、その収入を自らの収入とすることができる。

2 サービス購入料の算定方法

(1) サービス購入料A

サービス対価Aは以下として提案を行うこと。

サービス購入料A = { (施設整備業務にかかる費用) - (基本設計費、備品購入費、稼働準備費) } × 90%

(2) サービス購入料B

本施設の施設整備業務にかかる費用のうち、維持管理・運営期間にわたり平準化

して支払うサービス購入料Bは、施設整備業務にかかる費用のうち、サービス購入料Aの金額を差し引いた費用（保険料、開業費等の諸経費を含む）を割賦元金とし、「提案用基準金利＋スプレッド（事業者の提案による金利）」により定めた金利により返済期間 15 年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とします。

$$\text{サービス購入料B} = (\text{施設整備業務にかかる費用（保険料、開業費等諸経費含む）} - \text{サービス購入料A}) + \text{割賦金利}$$

(3) サービス購入料C

サービス購入料Cは、維持管理業務及び運営業務に係る費用に、SPC経費及び保険料等のSPC運営に必要な諸経費・利益等を加えた金額とする。

ただし、SPCは売店等運営業務により得られる収入を自らの収入とすることができることから、上記の維持管理業務及び運営業務に係る費用から売店等運営業務に係る費用を除いた額とする。なお、1(2)イ その他収入がある場合は、その他収入についても維持管理業務及び運営業務に係る費用から差し引いた額とする。

$$\text{サービス購入料C} = (\text{維持管理業務及び運営業務} - \text{売店等運営業務}) - \text{その他収入} + \text{SPC運営に必要な諸経費・利益等}$$

(4) 消費税相当額

市は、サービス購入料を支払う都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税及び地方消費税）を加えて支払うものとする。ただし、サービス購入料Bについては、割賦元金を消費税相当額の対象とする。また、サービス購入料Bに係る消費税相当額については、所有権移転後に一括で支払うものとする。

また、モニタリングの結果によりサービス購入料が減額された場合や、金利や物価の変動に伴いサービス購入料が増減した場合には、増減後のサービス購入料に応じた消費税相当額を支払うものとする。

3 サービス購入料の支払方法

(1) サービス購入料A

市は、事業契約の規定に従い本施設整備の完了確認を行った後、本施設の所有権移転後にSPCに対してサービス購入料Aを一括で支払うものとする。

(2) サービス購入料B

市は、事業契約の規定に従い、維持管理・運営期間にわたって、SPCに対してサービス購入料Bを元利均等で支払うものとする。

支払回数は、令和5年度第3四半期分を第1回とし、以降四半期ごとで年4回、令和20年度第4四半期を最終回とした計62回とする。

なお、元利均等の計算に用いる金利は、基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円—円金利スワップレート（TSR））とスプレッド（入札時に提案された上乗せ金利）を合計したものとする。

(3) サービス購入料C

市は、事業契約の規定に従い、S P Cに対してサービス購入料Cを維持管理・運営期間中に平準化して支払うものとする。

支払回数は、令和5年度第3四半期分を第1回とし、以降四半期ごとで年4回、令和20年度第4四半期を最終回とした計62回とする。

4 サービス購入料の支払手続き

(1) サービス購入料A

S P Cは、事業契約の規定に従い、本施設の引渡し及び所有権移転の完了後、サービス購入料Aについて、速やかに市に対して請求書を提出すること。

市は、請求書を受理した日から30日以内にS P Cへサービス購入料Aを支払うものとする。

(2) サービス購入料B

S P Cは、下記5に基づき改定されたサービス購入料Bについて、毎年度4～6月分を7月、7～9月分を10月、10～12月分を1月、1～3月分を4月の7営業日までに、市に対して請求書を提出すること。

市は、請求書を受理した日の属する月の末日までにS P Cにサービス購入料Bを支払うものとする。

(3) サービス購入料C

S P Cは、事業契約の規定に従い、市に対して四半期ごとに業務終了後10日以内で四半期業務報告書を、当該支払額が確認できる資料を添えて提出すること。ただし、毎年度3月の報告書については3月31日付けで提出すること。

市は、四半期業務報告書受領後10日以内にモニタリング結果と減額ポイントを勘案した支払額をS P Cへ通知する。

S P Cは、支払額の通知を受領後、速やかに市に対して請求書を提出する。市は、請求書を受理した日から30日以内にS P Cへサービス購入料Cを支払うものとする。

5 サービス購入料の改定

(1) サービス購入料A

サービス購入料Aについては、物価変動によらず、上記2(1)の算定方法に基づき提案時に示された金額を支払うものとする。

(2) サービス購入料B

サービス購入料Bについては、次のとおり金利変動及び物価変動に基づいて改定を行う。

ア 金利変動による改定

提案時の基準金利と、本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前の基準金利に差

が生じた場合は、この差に応じてサービス購入料Bを改定する。なお、スプレッドは改定の対象としない。

基準金利	午前10時現在のTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR)としてテレレート17143頁に公表される6ヶ月LIBORベース15年物(円/円)スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。 なお、入札時に使用する基準金利(事業者の提案による利鞘(スプレッド)を含まない)は0.021%とする。
金利確定日	施設引渡し予定日の2銀行営業日前

イ 物価変動による改定

(ア) 市及びSPCは、設計・建設期間内で事業契約締結の日から、国内における賃金水準や物価水準の変動により本施設の施設整備業務に係る費用が不相当となったと認めたときは、相手方に対して理由を示してサービス購入料Bの改定の申し入れをすることができ、市又はSPCは、相手方から改定の申し入れがあったときは、その申し入れが適法である限り、これに応じなければならない。ただし、残工期(引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。)が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。

(イ) サービス購入料Bの改定方法は、変動前工事費等(本契約に定められた本施設の施設整備業務に係る費用から下記の(ウ)aの基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後工事費等(下記ウにより算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額(以下「改定増減額」という。)について、サービス購入料Bの割賦元金に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス購入料Bの改定額を定めるものとする。

(ウ) サービス購入料Bの改定手続きは、次に示すとおりである。

- a 上記(ア)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
- b 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、SPCに通知する。SPCは、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をすること。
- c 改定増減額については、入札日と基準日との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$$Y = \alpha \times X - X \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$Y = \alpha \times X + X \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

X : 変動前残工事費

Y : 改定増減額(サービス購入料Bの増減額)

基準日の指数

入札日の指数

$$\alpha : \text{改定率} = - 1$$

※ 当該改定率 α は小数点以下第 4 位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。

d 改定率の算定に用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（事務所 Office RC－工事原価）を基本とし、入札日及び基準日の属する月の確報値とする。上記 c の算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。改定率の算定に用いる指標は落札者決定後仮契約締結までの間に落札者が提案することは可能とする。提案された指標について、妥当性、合理性について、市と協議した上で、事業契約書に定めるものとする。

e 上記 (ア) に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動により本施設の施設整備業務に係る費用が不相当となったと認めたとき」とは、上記 d に示す入札日の指数と当該時点に属する月の指数（この場合の指数は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（上記 (ウ) の α に相当する率）の絶対値が 1,000 分の 15 を超える時をいう。

f 設計・建設期間中に、指数の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指数により計算を行うものとする。

(エ) 上記 (ア) の規定による請求は、本規定によりサービス購入料 B の変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記 (ア)～(ウ) において「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス購入料変更の基準日」と、読み替えるものとする。

(3) サービス購入料 C の改定

サービス購入料 C について、次のとおり物価変動に基づいて改定を行う。

ア 改定方法

サービス購入料 C について、下記ウに示す価格指数が前回改定時（初回は提案時の価格指数）に比べて 1.5% 以上の変動が認められる場合に、次の算式に基づき改定する。

なお、対象となる業務ごとに算定を行い、サービス購入料を改定するものとする。

$$Y※1 = \alpha \times X$$

X : 前回改定時のサービス購入料 C

Y : 改定増減額（サービス購入料 C の増減額）

$$\alpha※2 : \text{改定率} = \frac{\text{改定時の指数}※3}{\text{前回改定時の指数}※4} - 1$$

※1 改定の計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五

入するものとする。

※2 当該改定率 α は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとし、 α の絶対値が15/1,000に満たない場合は、改定を行わない。

※3 改定時の指数とは、改定時点における直近12か月の平均値とする。

※4 前回改定時の指数とは、前回改定時点における直近12か月の平均値とする。なお、初回については、提案時点における直近12か月の平均値とする。

イ 改定の手続

S P Cは、毎年度8月末日までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料Cの合計金額を市へ報告し、市の確認を受けるものとする。改定を行わない場合も同様である。

ウ 改定に用いる価格指数

上記アで用いる物価変動の価格指数は下表に示すとおりである。なお、改定率の算定に用いる指数及び対象となる業務の区分については、事業者において次に指定するもの以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後事業契約締結までに、提案された価格指数について、妥当性、合理性について、市と協議した上で、事業契約書に定めるものとする。

サービス購入料	対象となる業務	使用する価格指数
サービス購入料C	維持管理業務及び 運営業務	「消費税を除く企業向けサービス価格指数」 —建物サービス— (日本銀行調査統計局より)

(4) 業務内容又は業務範囲の見直しによる改定

制度の変更等により予定していた業務が必要でなくなった場合等に、市はS P Cに対して、随時その旨の通知を行い、業務内容又は業務範囲を変更し、サービス購入料の見直しを求めることができるものとする。

(5) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス購入料について、その変更内容に合わせて改定するものとする。

別紙2 モニタリング及びサービス購入料Cの減額方法等

1 モニタリング実施における基本的考え方

市は、S P Cから提供されるサービスが、事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準及び提案内容（以下「要求水準」という。）を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。市は、モニタリングの結果、S P Cが提供するサービスが要求水準に達していない場合、サービス購入料Cの減額を行うとともに、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求めるものとする。状況を改善することができない場合、あるいは、S P Cが改善勧告に従わない場合、市は、指定管理者の指定を取り消し、事業契約を終了することもある。

なお、モニタリングは、サービス購入料Cの減額を目的とするものではなく、市とS P Cとの対話を通じて、本施設の状態を、利用者が安全・便利に利用できる水準に保つことを目的として実施するものである。

2 維持管理業務及び運營業務の要求水準未達の場合の措置

(1) 改善勧告

モニタリングの結果、要求水準が未達成の場合、市はS P Cに対して業務の改善に関する勧告を行う。また、市は、S P Cに改善勧告を行っても改善がなされない場合は、改善勧告を再度行う。

(2) 改善計画書の提出

S P Cは、市からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、市に提出すること。市は、当該計画書により、業務の改善が可能であると認めた場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たって、市は改善計画書の変更を求めることができる。また、市はS P Cと協議の上、改善勧告に対する改善予定期限を決定する。

(3) 業務改善の実施及び改善状況の確認

S P Cは、市の承認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに業務の改善を実施し、市に報告すること。市は、S P Cから改善の報告を受け、随時モニタリングを実施し、要求水準未達成の改善状況を確認する。

改善の確認ができない場合には、市は再度、改善勧告の手続きを行うことができる。

同一の原因に起因する同一事象で、2回以上の改善勧告が出された場合は、市は業務担当者の変更、または業務実施企業の変更を求めることができる。

また、次の場合においては、事業契約の一部の終了、または指定管理者の指定を取り消し、事業契約の終了の手続きに移行することができる。

ア S P Cから改善計画書の提出がない場合

イ 同一の原因に起因する同一事象での改善勧告回数が既に2回出されており、改

善が不可能と判断される場合

ウ 本事業の実施に当たって重大な支障があると認められる場合

(4) 改善費用の負担

要求水準未達成の場合は、市とSPCは、相互に協力し状況の改善に努めるものとする。その後、事態発生に至った責任の所在を明らかにし、市側の責めに帰すべき場合は協議の上、SPCに生じた費用を市が負担する。その他の場合にあっては、改善に要した費用はSPCが負担するものとする。

3 サービス購入料Cの減額

(1) 支払の減額の基本的な考え方

市は、SPCの実施する業務が要求水準を達成していないことを確認した場合は、SPCに改善勧告を行うと同時に、減額ポイントを毎月加算する。加算された減額ポイントの累積を計算し、サービス購入料Cの支払対象期間内に減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入料Cの減額を行うものとする。

なお、要求水準未達成の場合とは、次に示す状態と同等の事態をいい、事象例は5で示すとおりである。

ア 重大な事象

要求水準未達成がSPCの責めに起因し、利用者又は本事業を実施する上で明らかに重大な支障がある場合

イ それ以外の事象

- (ア) 要求水準未達成がSPCの責めに起因し、本事業を実施することはできるが、明らかにサービス水準の低下が認められる場合
- (イ) 周辺環境に悪影響がある場合
- (ウ) 上記(ア)又は(イ)の恐れがある場合
- (エ) その他、定められた要求水準のいずれかを満たしていない場合

(2) 減額ポイントを加算しない場合

次のいずれかに該当する場合は、減額ポイントを加算しないものとする。

ア やむを得ないと市が認める原因により減額の対象となる事態が生じた場合で、かつ事前に市に連絡があった場合

イ 明らかにSPCの責めによらない原因によって減額の対象となる事態が生じた場合

(3) サービス購入料Cに係る減額

ア 減額ポイントの対象となる業務

減額ポイントの対象は、サービス購入料Cとする。

イ 減額ポイント

減額ポイントの値は次のとおりとする。ただし、支払対象期間内に同じ原因で要求水準を満たしていない場合（同一支払時期内での再発の場合）、加算するポイントは、減額ポイントに再発回数に乗じた数値とする。

事象	減額ポイント
重大な事象	20ポイント
それ以外の事象	3ポイント

ウ 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングによりSPCの業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、減額ポイントを加算し、次のとおりサービス購入料Cの支払額へ反映するものとする。

- (ア) モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、市は毎月、減額ポイントを加算し、SPCに通知する。
- (イ) 支払対象期間内に加算された減額ポイントの累積数を計算し、下表に従い減額割合を算出する。

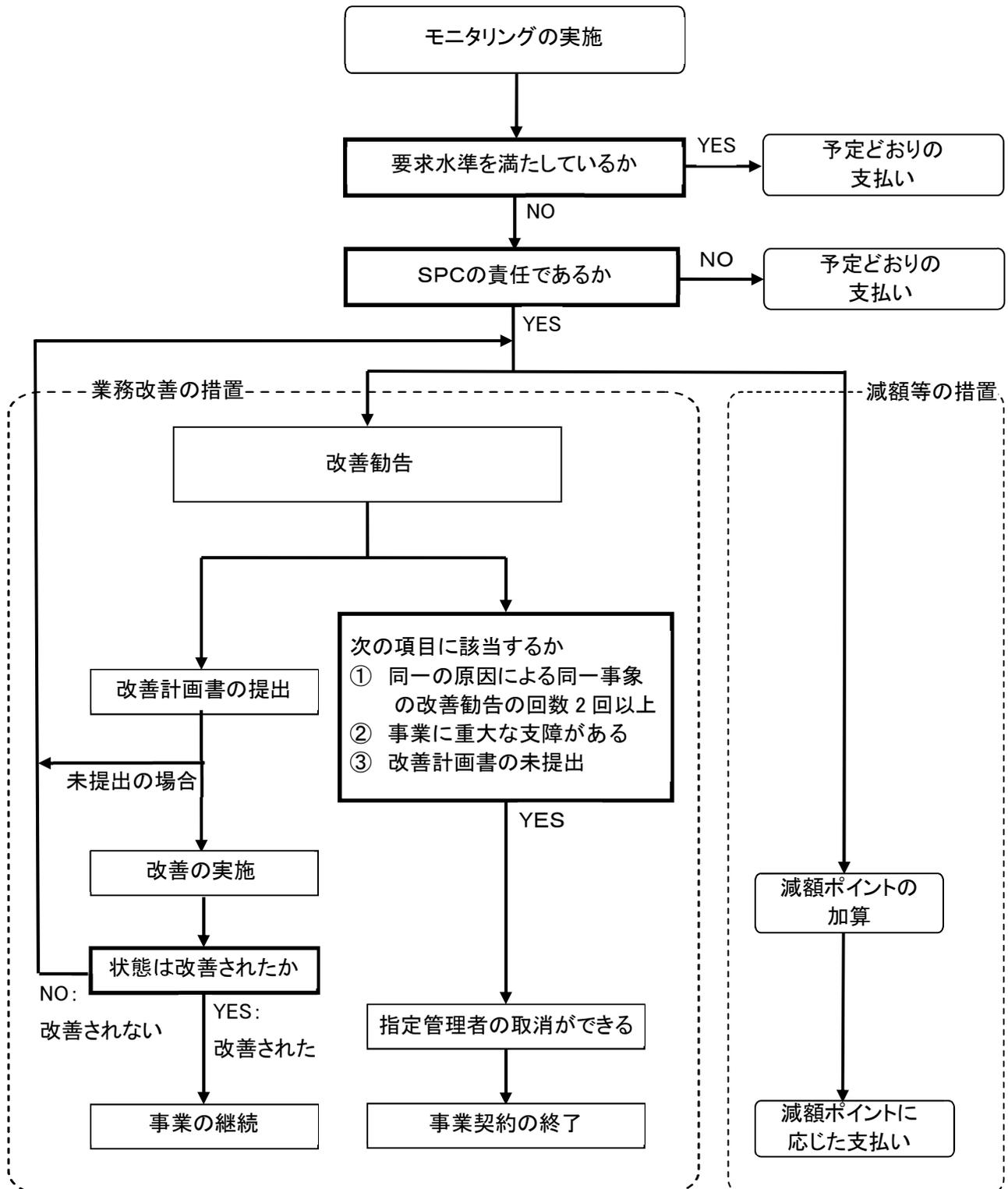
累積減額ポイント	減額率の方法	減額割合
20ポイント未満	0%	0%
20ポイント以上 60ポイント未満	1ポイントを超えるごとに0.5%減額 (20ポイントで0.5%)	0.5%~20%
60ポイント以上 99ポイント未満	1ポイントを超えるごとに1.0%減額 (60ポイントで21%)	21%~60%
99ポイント以上	—	60%

- (ウ) 次式によりサービス購入料Cの減額金額を算定し、減額後の支払額をSPCに通知する。

$$\text{減額金額} = \text{支払対象期間内のサービス購入料C} \times \text{減額割合}$$

- (エ) 当該四半期間に合計された減額ポイントは支払対象期間ごとに算定し、次の支払対象期間に持ち越さないものとする。
- (オ) SPCは、必要に応じ、減額の対象となった業務について市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には申立てを行うことができるものとする。

4 維持管理・運営期間中のモニタリングから改善勧告、減額等への流れ



※ 同一の原因に起因する同一事象で2回目以上の再発の場合には、市は業務担当者の変更又は業務実施者の変更を求めることができるものとする。

5 減額対象となる事象例

対象となる業務		重大な事象	それ以外の事象
維持 管理 業務	建築物保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の未実施 ・故意による業務の放棄 ・業務を適切に実施しなかったために、重大な事故や施設の損壊等が発生した場合 ・周辺環境に重大な影響を及ぼしている場合 ・不法行為 ・市への虚偽報告 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の不備 ・業務報告の不備 ・関係者への連絡の不備 ・電気、水道、燃料等使用量の不当な増加 <p style="text-align: right;">等</p>
	建築設備保守管理業務		
	火葬炉保守管理業務		
	植栽・外構維持管理業務		
	清掃業務		
	環境衛生管理業務		
	備品等管理業務		
	警備業務		
	残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務		
	エネルギーマネジメント業務		
事業終了時の引継ぎ業務			
運営 業務	予約受付業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の未実施 ・故意による業務の放棄 ・業務を適切に実施しなかったために、重大な事故や施設の損壊等が発生した場合 ・周辺環境に重大な影響を及ぼしている場合 ・不法行為 ・市への虚偽報告 ・不公平な予約受付 ・使用料徴収代行業務の虚偽報告 ・柩や焼骨の取り違い <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の不備 ・業務報告の不備 ・関係者への連絡の不備 ・使用料徴収代行業務の不備 (金額不一致等) ・電気、水道、燃料等使用量の不当な増加 <p style="text-align: right;">等</p>
	利用者受付業務		
	告別業務		
	炉前業務		
	収骨業務		
	火葬炉運転業務		
	待合室関連業務		
	式場関連業務		
	売店等運営業務		
	使用料徴収代行業務		
	死産等の受付・火葬業務		
	その他運営上必要な業務		

別紙3 計画地案内図

